

令和6年度紀の川市各会計補正予算資料(令和6年第4回定例会)

(単位:千円)

会 計 名	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計(第6号)	34,011,329	460,164	34,471,493
国民健康保険事業勘定特別会計(第2号)	7,782,308	2,220	7,784,528
後期高齢者医療特別会計(第2号)	1,997,409	60,045	2,057,454
水道事業会計(第2号)〔収益的支出〕	1,551,777	3,316	1,555,093
〔資本的支出〕	989,363	491	989,854
工業用水道事業会計(第1号)〔収益的支出〕	36,951	93	37,044
下水道事業会計(第2号)〔収益的収入〕	797,819	△ 4,239	793,580
〔収益的支出〕	796,675	△ 3,046	793,629
〔資本的収入〕	1,717,470	△ 7,121	1,710,349
〔資本的支出〕	2,022,231	△ 8,314	2,013,917

◆ 補正内容について

今回の補正予算は、市内の私立教育・保育施設について、給付費などの増額、人事院勧告による職員給与及び会計年度任用職員報酬の調整のほか、事業執行上緊急を要する事業及び事業執行における過不足の調整を中心に予算編成を行いました。主な事業の補正予算措置内容については、次のとおりです。

○ 一般会計補正予算(第6号)

- ◇ 鉄道運行支援事業 (補正額 34,914 千円) 【担当:交通政策課】
利用者数の減少と物価高騰の影響により、収益が大幅に減少している地域鉄道事業者に対して、安全輸送にかかる設備整備の補助経費を予算措置するもの。
- ◇ 合併20周年記念式典等開催事業(新規) (補正額 4,500 千円) 【担当:総務課】
合併20周年記念特別行事として開催が予定されている春巡業大相撲紀の川場所において、地域のにぎわい創出に向けた関連イベントを実施する大相撲紀の川場所実行委員会に対する補助金を予算措置するもの。
- ◇ 障害者自立支援医療費等給付事業 (補正額 19,003 千円) 【担当:障害福祉課】
自立支援医療費について、更生医療の増加に伴い、決算見込みによる増額を予算措置するもの。(国1/2・県1/4負担事業)
- ◇ 児童扶養手当給付事業 (補正額 9,902 千円) 【担当:こども課】
児童扶養手当費について、児童扶養手当法等の一部改正により所得限度額及び第3子以降の加算額引き上げに伴う給付費の増額を予算措置するもの。(国1/3負担事業)
- ◇ 子どものための教育・保育給付事業 (補正額 77,366 千円) 【担当:保育課】
市内の私立教育・保育施設について、公定価格の改定や入所している児童の増減に伴う給付費などの調整、前年度の国・県支出金返還金を予算措置するもの。(国1/2・県1/4負担事業)
- ◇ 消防施設管理事業(新規) (補正額 306 千円) 【担当:危機管理消防課】
名手市場地区において、防火水槽として利用している旧名手保育所のプールに、維持管理負担の軽減及び躯体の長寿命化のため、屋根設置にかかる設計委託料を予算措置するもの。
- ◇ 公民館管理運営事業 (補正額 27,522 千円) 【担当:生涯学習課】
東貴志コミュニティセンター及び西貴志コミュニティセンター照明器具LED化改修工事について、改修箇所の追加及び資材の価格高騰に伴う工事請負費の増額を予算措置するもの。
- ◇ 長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定委託(債務負担行為限度額 28,700 千円) 【担当:企画経営課】
債務負担行為として、第3次長期総合計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にかかる経費について、期間を令和6年度から令和8年度、限度額を28,700千円とするもの。

- 国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号) (補正額 2,220 千円)
 - ◇ 歳入においては、一般会計繰入金などの調整。歳出では、人事院勧告に基づく会計年度任用職員人件費の調整などを予算措置するもの。

- 後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (補正額 60,045 千円)
 - ◇ 歳入においては、保険料の増加、保険基盤安定制度負担金及び前年度後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う調整。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定による調整を予算措置するもの。

- 水道事業会計補正予算(第2号)

(補正額	収益的支出	3,316 千円)
(補正額	資本的支出	491 千円)

 - ◇ 収益的支出及び資本的支出においては、人事院勧告に基づく職員人件費の調整を予算措置するもの。

- 工業用水道事業会計補正予算(第1号) (補正額 収益的支出 93 千円)
 - ◇ 収益的支出においては、人事院勧告に基づく職員人件費の調整を予算措置するもの。

- 下水道事業会計補正予算(第2号)

(補正額	収益的収入	△ 4,239 千円)
(補正額	収益的支出	△ 3,046 千円)
(補正額	資本的収入	△ 7,121 千円)
(補正額	資本的支出	△ 8,314 千円)

 - ◇ 収益的収入においては、一般会計補助金の調整。収益的支出では、人事院勧告に基づく職員人件費の調整及び償還額確定に伴う長期債利子の減額。資本的収入では、一般会計出資金の調整。資本的支出では、人事院勧告に基づく職員及び会計年度任用職員人件費の調整、県営工事に伴う下水道施設工事の負担金の増額及び償還額確定に伴う長期債元金の減額を予算措置するもの。